【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第146期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社酉島製作所
【英訳名】	Torishima Pump Mfg. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役ＣＥＯ　　原　田　耕　太　郎
【本店の所在の場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目１番８号
【電話番号】	(072)695－0551　（大代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員ＣＦＯ　　James　Timmers
【最寄りの連絡場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目１番８号
【電話番号】	(072)695－0551　（大代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員ＣＦＯ　　James　Timmers
【縦覧に供する場所】	株式会社酉島製作所　東京支社 （東京都品川区大崎一丁目６番１号　ＴＯＣ大崎ビル９階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注）　上記の株式会社酉島製作所　東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第145期 中間連結会計期間	第146期 中間連結会計期間	第145期
会計期間		自　2025年 ４月１日 至　2025年 ９月30日	自　2026年 ４月１日 至　2026年 ９月30日	自　2025年 ４月１日 至　2026年 ３月31日
売上高	（百万円）	41,240	36,807	92,927
経常利益	（百万円）	40	1,127	5,204
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	（百万円）	△56	5,094	5,945
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	235	6,848	6,652
純資産額	（百万円）	55,048	66,702	60,620
総資産額	（百万円）	110,205	139,454	120,224
１株当たり中間（当期）純利益又は１株当たり中間純損失（△）	（円）	△2.13	194.02	224.94
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	193.55	224.36
自己資本比率	（%）	49.5	47.5	50.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	1,078	7,058	4,533
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△2,261	△7,144	△260
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△511	7,078	△3,999
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	15,052	24,704	17,770

（注）１　当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２　前中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間より、新日本造機株式会社（特定子会社）及び新日本造機株式会社の100%子会社である新日造エンジ株式会社を連結子会社として取り込んでおりますが、新日本造機株式会社及び新日造エンジ株式会社は12月決算会社であるため、当中間連結会計期間は、貸借対照表のみの連結となっております。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ19,229百万円増加し、139,454百万円となりました。これは主に、受取手形、売掛金及び契約資産の減少（前連結会計年度末比7,046百万円減少）などがあったものの、新日本造機株式会社の貸借対照表の取り込み等で、仕掛品の増加（前連結会計年度末比8,117百万円増加）や投資有価証券の増加（前連結会計年度末比1,661百万円増加）などによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ13,148百万円増加し、72,752百万円となりました。これは主に、新日本造機株式会社の買収資金として短期借入金の増加(前連結会計年度末比1,307百万円増加)、長期借入金の増加(前連結会計年度末比6,882百万円増加)、退職給付に係る負債の増加(前連結会計年度末比1,736百万円増加)などによるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ6,081百万円増加し、66,702百万円となりました。

当中間連結会計期間の売上高は、中東向け輸出案件の一部において出荷の遅延が生じたことなどにより36,807百万円（前年同期比4,432百万円減少）を計上いたしました。

なお、2026年7月1日付で株式を取得した新日本造機株式会社及び新日造エンジ株式会社につきましては、当中間連結会計期間においては貸借対照表のみを連結しているため、中間連結損益計算書には両社の業績を含んでおりません（特別利益に計上した負ののれん発生益を除く）。

当中間連結会計期間の営業利益は1,818百万円（前年同期比1,285百万円増加）となり、売上高営業利益率は4.9%となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損747百万円が発生した結果、1,127百万円（前年同期比1,086百万円増加）となり、売上高経常利益率3.1%となりました。

親会社株主に帰属する中間純利益は、新日本造機株式会社の株式取得に伴い負ののれん発生益3,726百万円を特別利益に計上したことなどにより5,094百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失56百万円）となり、売上高中間純利益率は13.8%となりました。なお、１株当たり中間純利益は194.02円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ6,933百万円増加し、24,704百万円となりました。なお中間連結貸借対照表における「現金及び預金」には3カ月超の定期預金を前連結会計年度末には558百万円、当中間連結会計期間末には1,028百万円を含んでいます。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は7,058百万円（前年同期は1,078百万円の増加）となりました。これは主に、仕入債務の減少3,726百万円及び負ののれんの発生益3,726百万円などの資金の減少はありましたが、売上債権の減少12,652百万円などの資金の増加があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は7,144百万円（前年同期は2,261百万円の減少）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出5,996百万円及び有形固定資産の取得による支出1,134百万円などの資金の減少があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は7,078百万円（前年同期は511百万円の減少）となりました。これは主に、短期借入金の減少4,032百万円及び配当金の支払額842百万円などの資金の減少はありましたが、長期借入れによる収入12,500百万円などの資金の増加があったことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様の利益を害すると判断される買収行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を行うことを決議し、第145回定時株主総会において一部変更決議し、継続することを決議しております。

Ⅰ．株式会社の支配に関する基本方針について

a． 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるほか、ポンプ事業を通じて上下水道、電力、防災・減災施設など公共性の高いインフラ向け製品を長期安定的に提供する当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

b． 基本方針の実現のための取組について

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様の利益を害すると判断される買収行為に対する方針として、2008年３月期に係る定時株主総会において、事前警告型買収防衛策の取組を行うことを決議いたしました。それ以降、一部変更を経て当該防衛策を継続し、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討した結果、情勢の変化や2023年８月に経済産業省が公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」指針を踏まえ、2026年３月期に係る定時株主総会において「株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）としてさらに一部変更の上、継続の承認をいただいております。本プランの有効期限は、2029年６月開催予定の2029年３月期に係る当社定時株主総会の終結の時までとなっております。なお、本プランは、その導入継続の目的を明確化するとともに、取締役会が対応策の発動是非を判断するにあたって株主の皆様の意思尊重姿勢を強めて客観性を向上させたほか、近時の実務動向等を踏まえ、本プランを廃止する際の手続きや文言について若干の修正を行っておりますが、大きな枠組みは、従来の内容を踏襲したものであります。

本プランの概要は d．に記載のとおりです。なお、本プランの全文は、当社ウェブサイトに掲載しております。

c． 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a)当社取締役会は上記 b．の取組は上記 a．の基本方針に沿ったものであり、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。

(b)当社取締役会は上記 b．の取組は合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

d．本プランの概要

１．本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行為の全てを否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害する場合がおこりうることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

当社は、創業から100年を超え、長年にわたり、お客様のニーズに応えたポンプを一貫して供給することにより、また納入済みのポンプに対するサービスを提供し続けることにより、お客様に安全・安心を提供し、お客様からの信頼を積み重ね、企業価値の向上を図ってまいりました。

ところが、もし、株式の大規模買付行為が当社グループの行ってきた企業価値向上の取組に逆行するものであれば、株主共同の利益を害することにもなりかねません。

そこで、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものであります。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合や取締役会が必要と認めた場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に対して適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしております。

２．本プランの内容

（１） 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の（ⅰ）又は（ⅱ）に該当する当社株式等の買付け、又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行ない、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（ⅰ）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

（ⅰ）買付者等の概要

イ 氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 代表者の役職及び氏名

ハ 会社等の目的及び事業の内容

ニ 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

ホ 国内連絡先

ヘ 設立準拠法

（ⅱ）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（ⅲ）買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。尚、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③　「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（ⅰ）ホの国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

ただし、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

（ⅰ）買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

（ⅱ）大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）

（ⅲ）大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

（ⅳ）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

（ⅴ）大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

（ⅵ）買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

（ⅶ）買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

（ⅷ）大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

（ⅸ）大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

（ⅹ）当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④　取締役会評価期間の設定・特別委員会への諮問等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（ⅰ）又は（ⅱ）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（ⅰ）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間

（ⅱ）その他の大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記（ⅰ）（ⅱ）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、社外取締役を中心に構成される特別委員会に大規模買付行為に関する対応を諮問いたします。特別委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行ない、当社取締役会へ答申するものといたします。

当社取締役会は、特別委員会の答申を尊重するものとし、更に当社取締役会独自の観点から検討等を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤　取締役会の決議

当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

（ⅰ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対応措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。但し、この場合でも、当社取締役会が、必要があると認めた場合には、下記(ⅱ)と同様、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものといたします。

（ⅱ）買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記（ⅰ）に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票の決定に従って、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

（ⅲ）買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記（ⅰ）及び（ⅱ）に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記（ⅰ）（ⅱ）（ⅲ）の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥　株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤（ⅱ）に該当する場合やその他取締役会が必要と認めた場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「投票基準日」といいます）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権１個につき１個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の２週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦　対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（ⅰ）買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は（ⅱ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧　大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

（２）　本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記（１）⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記（１）⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記（１）⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

（３）　本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2026年6月24日開催の定時株主総会決議の日から、2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの３年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更されるものとします。また、当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

３．本プランの合理性

（１）　買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、経済産業省が2023年８月に発表した「企業買収における行動指針」に沿ったものであります。

（２）　当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記１．に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

（３）　株主意思を重視するものであること

本プランは、上記２．（１）⑤（ⅰ）に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、上記２.（３）に記載した通り、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

（４） 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２.（１）に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

（５） デッドハンド型ではないこと

上記２.（３）に記載の通り、本プランは、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

４．株主及び投資家の皆様への影響

（１） 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の２.（１）に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

（２） 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２.（１）⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

（３） 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

(5)研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、514百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	28,542,679	28,542,679	東京証券取引所（プライム市場）	単元株式数は100株であります。
計	28,542,679	28,542,679	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月24日 (注)１、２	△503,000	28,542,679	―	1,592	―	4,610

（注）１　自己株式の消却による減少であります。
２　2025年５月14日開催の取締役会において決議されたとおり、2026年３月末までに取得した自己株式503,000株を、2026年４月24日に消却しております。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
公益財団法人原田記念財団	佐賀県武雄市若木町川古字道免木9857番地13	2,810	10.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目８番１号 赤坂インターシティＡＩＲ	1,822	6.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	1,483	5.6
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目２番１号	1,286	4.8
株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目２番33号	943	3.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	886	3.3
酉島製作所従業員持株会	大阪府高槻市宮田町一丁目１番８号	728	2.7
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番１号	657	2.4
株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12番19号	652	2.4
株式会社日阪製作所	大阪市北区曾根崎二丁目12番７号	619	2.3
計	－	11,890	45.1

（注）公益財団法人原田記念財団は、水力学、流体力学、流体機械等自然科学の分野で、学術研究、応用に従事している個人または団体に対する助成援助を行う等、わが国の科学技術、学術文化及び教育の向上、地域社会の発展に寄与することを目的とする公益法人であります。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　2,196,100	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　26,274,300	262,743	―
単元未満株式	普通株式　72,279	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	28,542,679	―	―
総株主の議決権	―	262,743	―

（注）　「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式23株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社酉島製作所	大阪府高槻市 宮田町一丁目１番８号	2,196,100	―	2,196,100	7.7
計	―	2,196,100	―	2,196,100	7.7

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１　中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,329	25,732
受取手形、売掛金及び契約資産	44,518	37,472
商品及び製品	469	948
仕掛品	14,281	22,399
原材料及び貯蔵品	3,330	4,137
前渡金	920	1,652
その他	2,455	3,405
貸倒引当金	△715	△656
流動資産合計	83,591	95,092
固定資産		
有形固定資産	21,448	26,030
無形固定資産	820	894
投資その他の資産		
投資有価証券	10,027	11,689
その他	5,335	6,803
貸倒引当金	△998	△1,055
投資その他の資産合計	14,364	17,437
固定資産合計	36,633	44,362
資産合計	120,224	139,454

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,883	9,420
短期借入金	※1 6,431	※1 7,738
未払法人税等	1,271	1,801
契約負債	8,383	9,282
賞与引当金	1,040	1,382
製品保証引当金	1,522	1,458
工事損失引当金	805	1,183
その他	7,004	9,308
流動負債合計	38,342	41,577
固定負債		
長期借入金	※1 15,770	※1 22,653
繰延税金負債	3,281	3,824
退職給付に係る負債	478	2,215
その他	1,731	2,482
固定負債合計	21,261	31,175
負債合計	59,604	72,752
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金	6,460	6,025
利益剰余金	45,243	49,496
自己株式	△2,639	△2,124
株主資本合計	50,657	54,989
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,303	5,382
繰延ヘッジ損益	△1,050	△725
為替換算調整勘定	4,348	4,783
退職給付に係る調整累計額	1,865	1,744
その他の包括利益累計額合計	9,466	11,184
新株予約権	72	67
非支配株主持分	424	460
純資産合計	60,620	66,702
負債純資産合計	120,224	139,454

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高	41,240	36,807
売上原価	31,381	25,329
売上総利益	9,858	11,477
販売費及び一般管理費	※1 9,325	※1 9,658
営業利益	532	1,818
営業外収益		
受取配当金	173	162
持分法による投資利益	23	11
受取賃貸料	58	62
その他	142	179
営業外収益合計	397	416
営業外費用		
支払利息	131	193
為替差損	723	747
その他	34	167
営業外費用合計	889	1,107
経常利益	40	1,127
特別利益		
投資有価証券売却益	―	637
負ののれん発生益	―	3,726
特別利益合計	―	4,363
税金等調整前中間純利益	40	5,490
法人税等	84	370
中間純利益又は中間純損失（△）	△43	5,120
非支配株主に帰属する中間純利益	13	25
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△56	5,094

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益又は中間純損失（△）	△43	5,120
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,197	1,077
繰延ヘッジ損益	165	325
為替換算調整勘定	△1,018	445
退職給付に係る調整額	△66	△121
持分法適用会社に対する持分相当額	1	1
その他の包括利益合計	279	1,727
中間包括利益	235	6,848
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	233	6,811
非支配株主に係る中間包括利益	1	36

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	40	5,490
減価償却費	1,267	1,268
賞与引当金の増減額（△は減少）	47	52
製品保証引当金の増減額（△は減少）	312	△217
工事損失引当金の増減額（△は減少）	△450	349
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△115	△77
受取利息及び受取配当金	△224	△233
支払利息	131	193
投資有価証券売却損益（△は益）	1	△637
負ののれん発生益	－	△3,726
売上債権の増減額（△は増加）	5,711	12,652
棚卸資産の増減額（△は増加）	△1,714	△3,129
前渡金の増減額（△は増加）	1,093	△376
仕入債務の増減額（△は減少）	△4,862	△3,726
契約負債の増減額（△は減少）	350	858
未払金の増減額（△は減少）	△631	291
その他	297	△933
小計	1,255	8,098
利息及び配当金の受取額	229	233
利息の支払額	△131	△157
法人税等の還付額	67	－
法人税等の支払額	△342	△1,116
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,078	7,058
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△39	△509
定期預金の払戻による収入	38	24
有形固定資産の取得による支出	△752	△1,134
有形固定資産の除却による支出	△202	－
投資有価証券の取得による支出	△153	△0
投資有価証券の売却による収入	4	674
無形固定資産の取得による支出	△24	△109
貸付けによる支出	△685	△20
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△423	△5,996
その他	△24	△72
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,261	△7,144
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,853	△4,032
長期借入れによる収入	－	12,500
長期借入金の返済による支出	△481	△253
社債の償還による支出	△100	－
自己株式の処分による収入	268	－
自己株式の取得による支出	△1,000	△0
配当金の支払額	△803	△842
リース債務の返済による支出	△248	△293
その他	－	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△511	7,078
現金及び現金同等物に係る換算差額	△336	△58
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,031	6,933
現金及び現金同等物の期首残高	17,083	17,770
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 15,052	※1 24,704

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記）

1．連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間において、新日本造機株式会社の株式を100%取得したこと、及び同社の子会社である新日造エンジ株式会社を間接取得したことにより、これら２社を新たに連結の範囲に含めております。

なお、新日本造機株式会社は、特定子会社に該当しております。

当中間連結会計期間において、新日本造機株式会社の株式取得に伴い、同社の子会社であるSNM Service (Thailand) Ltd.及びShin Nippon Machinery Middle East FZCOを間接取得いたしましたが、いずれも重要性が乏しいため、連結の範囲に含めておりません（非連結子会社としております。）。

なお、当該連結の範囲の変更は、当中間連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められ、連結損益計算書の売上高の増加等が見込まれます。

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

新日本造機株式会社及び新日造エンジ株式会社の決算日は12月31日であります。

当中間連結財務諸表の作成にあたっては、同社の株式取得日である2026年７月１日現在の財務諸表を使用し、当中間連結会計期間は貸借対照表のみを連結しております。

なお、同日と中間連結決算日（９月30日）との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、見積実効税率を使用できない場合は、法定実効税率を使用しております。

（中間連結貸借対照表関係）

※１　財務制限条項

前連結会計年度（2026年３月31日）

当社の借入金のうちシンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借2,500百万円には、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

（1）各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。

（2）各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を２期連続して損失としないこと。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

当社の借入金のうちシンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借2,500百万円には、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

（1）各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。

（2）各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を２期連続して損失としないこと。

（中間連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
従業員給料及び手当	3,376百万円	3,946百万円
貸倒引当金繰入額	△40	△6
賞与引当金繰入額	452	478
退職給付費用	46	12

２　前中間連結会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）及び当中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）

当社グループでは、主として納期が年度末に集中する製品の製造及び工事を行っているため、通常、上半期の売上高及び営業費用は下半期の売上高及び営業費用と比べ少なくなっております。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	15,052百万円	25,732百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△0	△1,028
現金及び現金同等物	15,052	24,704

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年５月14日取締役会	普通株式	803	30	2025年３月31日	2025年６月６日	利益剰余金

（注）配当金の総額には、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金４百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月12日取締役会	普通株式	815	31	2025年９月30日	2025年12月５日	利益剰余金

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年５月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式503,000株の取得を行いました。この結果当中間連結会計期間末において自己株式が836百万円増加し、2,639百万円となっております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年５月14日取締役会	普通株式	842	32	2026年３月31日	2026年６月４日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月12日取締役会	普通株式	895	34	2026年９月30日	2026年12月７日	利益剰余金

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年５月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年５月14日から2026年３月31日にかけて取得した自己株式503,000株を、2026年４月24日に消却しました。これらの結果、当中間連結累計期間において自己株式が515百万円減少し、当中間連結会計期間末において自己株式が2,124百万円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業損益の合計額に占める「ポンプ事業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業損益の合計額に占める「ポンプ事業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

取得による企業結合

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	主要な事業の内容	取得日	取得した持分割合	取得の対価(百万円)	支配獲得方法
新日本造機株式会社	蒸気タービン・プロセスポンプ等の製造・販売事業	2026年７月１日	100%	14,900	株式取得
新日造エンジ株式会社	蒸気タービン・プロセスポンプ等の保守・点検事業	2026年７月１日	100%	―	株式取得(間接取得)

(2) 企業結合を行った主な理由

新日本造機株式会社は、石油化学分野向け蒸気タービン及びポンプの製造・販売並びにアフターサービスにおいて、国内外で高い技術力と豊富な実績を有しております。本企業結合は、同社が長年培ってきた製品競争力及び技術力と、当社グループが有するグローバルな営業・サービスネットワーク並びに幅広い事業領域における運営ノウハウを融合させ、技術・製品ポートフォリオの相互補完を図るものであります。

これらの経営資源を有効に活用し、流体を扱う回転機械の総合メーカーとしての国際競争力を一層強化するとともに、グループ全体の持続的な企業価値向上を図るためであります。

(3) 企業結合日

2026年７月１日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 取得した議決権所有比率

異動前の議決権所有比率　　0.0%
異動後の議決権所有比率　　100.0%

(6) 結合後企業の名称

変更はありません。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により、新日本造機株式会社の議決権の100.0%を取得したことによるものであります。

２．中間連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

当中間連結財務諸表の作成にあたっては、同社の株式取得日である2026年７月１日現在の財務諸表を使用し、当中間連結会計期間は貸借対照表のみを連結しております。

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	14,900百万円
取得原価		14,900

４．主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス(財務・税務・法務)に対する報酬・手数料等　　63百万円

５．発生したのれんの金額及び発生原因

(1)発生した負ののれんの金額

3,726百万円

(2) 発生原因

取得対価の額が、企業結合日における時価純資産を下回ったためであります。

６．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	**21,042百万円**
固定資産	**5,336**
資産合計	**26,378**
流動負債	**5,718**
固定負債	**2,034**
負債合計	**7,752**

７．企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

(1)影響の概算額

売上高	**11,082百万円**
営業利益	**2,027**
経常利益	**2,167**

(2)算定方法

企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の売上高及び損益情報と、当社の中間連結損益計算書との差額を、影響の概算額として算定しております。また、企業結合時に認識されたのれんについては、当中間連結会計期間の開始の日に発生したものとして、負ののれんによる発生額を計算しております。

なお、当該概算額は監査証明を受けておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ポンプ及び周辺機器の販売、またそれに対する据付工事及び保守工事を主に行っており、ポンプ事業が売上高の90%を超えているため、単一セグメントとしておりますが、子会社へ投資する際の判断材料として、売上をハイテク(ポンプの製造)、プロジェクト(ポンプの据付)、サービス(ポンプの保守)、環境・新エネの4区分に分解しております。

当社グループは、国内企業においては顧客の納め先及び海外子会社の担当地域によって、地域別に分解しております。

前中間連結会計期間(自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)

(単位：百万円)

	日本	アジア	中東	その他	合計
ハイテク	1,918	1,641	8,512	8,572	20,646
プロジェクト	6,290	1,392	114	―	7,796
サービス	3,930	1,760	3,349	3,571	12,610
環境・新エネルギー	186	―	―	―	186
合計	12,323	4,794	11,976	12,144	41,240

当中間連結会計期間(自　2026年4月1日　至　2026年9月30日)

(単位：百万円)

	日本	アジア	中東	その他	合計
ハイテク	1,684	3,687	2,702	5,402	13,477
プロジェクト	6,125	1,327	953	―	8,405
サービス	4,677	1,882	5,160	3,203	14,924
合計	12,486	6,896	8,816	8,606	36,807

(注)　当中間連結会計期間より、風車による売電事業が終了したため、環境・新エネルギー事業はサービス事業に含めて記載しております。

①ハイテク

ハイテク事業においては、ポンプ及び周辺機器、部品の製造・販売を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような製造・販売につきましては、カタログに記載されていない特注品以外は、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点に、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また、対価は法的所有権の移転から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

②プロジェクト

プロジェクト事業においては、ポンプの据付等の工事を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような工事請負については、工事の進捗につれて履行義務が充足されるため、工事期間にわたって売上を認識しております。進捗度の判定は契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いるインプット法を適用しております。但し、請負金額が少額なもの、売上認識までの期間が短期間なものについては、売上高に与える影響が少ないと判断しており、引渡時点で売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

③サービス

サービス事業においては、ポンプのメンテナンスを日本国内及び海外の各地で行っております。このようなポンプのメンテナンスにおいては、メンテナンス作業が完了した時点で履行義務が充足されるため、メンテナンス作業完了時に、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

④環境・新エネルギー

環境・新エネルギー事業においては、環境関連製品の製造販売を日本国内及び海外の各地で行っております。また、当社グループ所有の風力発電施設での売電を日本国内で行っております。このような環境関連製品の製造・販売につきましては、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点に、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また風力発電設備による売電は、毎月の売電量に応じて、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

なお、いずれの事業においても、当社と顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

また、当社は製品の販売等に関連して、一定の期間内に判明した瑕疵に対して無償で修理を行う等の製品保証を提供しております。当該保証は、当社の製品等が顧客との間で合意された仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。但し、顧客との契約により、長期にわたる保証契約を締結した場合は、保証期間の進捗につれて履行義務が充足されるため保証期間にわたって売上を認識しております。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益又は １株当たり中間純損失（△）	△2円13銭	194円02銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△） （百万円）	△56	5,094
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益又は普通株式に係る親会社株主 に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△56	5,094
普通株式の期中平均株式数（株）	26,524,531	26,258,117
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	－円－銭	193円55銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 （百万円）	－	－
普通株式増加数（株）	－	63,881
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 １株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変 動があったものの概要	－	－

（注）前中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

(1) 期末配当

2026年５月14日開催の取締役会において、当社定款第45条の規定に基づき、次のとおり行うことを決議いたしました。

（イ）配当金の総額……842百万円

（ロ）１株当たりの金額……32円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日……2026年６月４日

（注）2026年３月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

(2) 中間配当

2026年11月12日開催の取締役会において、当社定款第45条の規定に基づき、次のとおり行うことを決議いたしました。

（イ）配当金の総額……895百万円

（ロ）１株当たりの金額……34円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日……2026年12月７日

（注）2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月11日

株式会社酉島製作所

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤川　賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河津　誠司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　穣

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社酉島製作所の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社酉島製作所及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1　上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2　XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。